



5板総総第133号の3
令和5年10月18日

板橋区議会議長 様

板橋区長 坂本 健
(公印省略)

特別区人事・厚生事務組合議会について

特別区人事・厚生事務組合議会の活動状況を裏面のとおり報告いたします。

令和5年第3回特別区人事・厚生事務組合議会定例会付議状況

令和5年9月14日

議案番号	件名	要旨	議決結果
第1号認定	令和4年度特別区人事・厚生事務組合歳入歳出決算の認定について	(一般会計) 歳入決算額 7,627,148,223円 歳出決算額 7,179,596,053円 差引残額 447,552,170円	原案認定
議案第21号	特別区人事・厚生事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき、高齢者部分休業制度を導入し、対象年齢や取得時間数等の規定を整備する。	原案可決
議案第22号	特別区人事・厚生事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限等の対象要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとなるよう規定を整備する。	原案可決
議案第23号	特別区人事・厚生事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業の対象要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとなるよう規定を整備する。	原案可決
議案第24号	特別区人事・厚生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとなるよう規定を整備する。	原案可決
議案第25号	特別区人事・厚生事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	旅費の支給要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとなるよう規定を整備する。	原案可決
議案第26号	特別区人事・厚生事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	退職手当の支給要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとなるよう規定を整備する。	原案可決
第1号報告	特別区人事・厚生事務組合教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の報告(令和4年度)について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価について報告する。	了承